

定 款

藤久ホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、藤久ホールディングス株式会社と称し、英文では、FUJIKYU HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 各種糸類、織物、生地加工及び販売
- (2) 手芸用品、和洋裁縫用品加工及び販売
- (3) 手芸・裁縫・編物用機械器具の販売
- (4) 衣料用繊維製品、各種毛皮・皮革製品、服飾雑貨加工及び販売
- (5) 日用雑貨品、衣料品、美術工芸品、宝飾品、時計、眼鏡の販売
- (6) 文房具、事務用品、書籍、楽器、音楽ソフト、映像ソフト、ゲームソフト、玩具、その他娯楽用品の販売
- (7) 家具、インテリア用品、寝具・寝装品類の販売
- (8) 医療用具、介護用具、医薬部外品、化粧品、美容・健康器具、衛生用品の販売
- (9) スポーツ・レジャー用品、自動車用品、園芸用品の販売
- (10) 家庭用電気製品、光学機器、情報通信機器の販売
- (11) 健康食品、加工食品、各種飲料の販売
- (12) 古物の売買及び修理・加工
- (13) 飲食店、喫茶店の経営
- (14) ボランタリーチェーン事業・フランチャイズチェーンシステム事業の運営・管理
- (15) 手芸、各種カルチャー教室の経営、通信教育及び指導者の育成
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 雑誌、書籍の出版
- (19) インターネット等を活用した広告宣伝、マーケティングリサーチ業務及び代理業務
- (20) 情報処理、情報提供サービス並びにソフトウェア、情報処理機器の開発、販売及び賃貸借
- (21) 経営コンサルティング業務
- (22) 不動産の賃貸及び管理業務
- (23) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業務
- (24) 前各号の事業への投資及び融資
- (25) 前各号に附帯関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(買収防衛策)

第 17 条 当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当会社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に對して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 21 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は第36条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2022年6月30日までとする。

(取締役等の当初の報酬等)

第2条 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、総額金2億円以内とし、監査等委員の報酬等の額は、総額金40百万円以内とする。

(当初の本店所在場所)

第3条 当会社の設立時の本店所在場所は、名古屋市名東区高社一丁目210番地とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以上

<制定> 2022年1月4日